

## 企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務

### 2 業務の目的

地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、栃木県の地方創生の充実・強化を図るため、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 7 (2025) 年 3 月 31 日（月）まで

### 4 業務の内容

#### (1) 企業への働きかけ

乙は、本社が栃木県外に所在する企業への連絡、訪問、情報提供その他の働きかけを行い、企業版ふるさと納税の制度の概要、寄附を行った場合の企業のメリット、甲が寄附を募集する事業の概要等について説明するとともに、当該企業の意向を確認すること。

#### (2) 企業とのマッチング

乙は、働きかけを行った企業のうち、甲に寄附を行う意向がある企業について、当該企業を甲に紹介し、当該企業の了解を得た上で、当該企業の名称、連絡先、寄附の金額その他の必要な情報を甲に提供すること。

#### (3) 甲の寄附獲得に必要な支援

乙は、甲に対し、寄附獲得に向けて必要な事項に関し、指導、助言、情報提供その他のコンサルティングを行うこと。

### 5 業務の進捗報告

乙は、甲に対し、本業務の処理状況について定期的に報告を行うこと。特に、想定以上の寄附が見込まれることにより、委託料額が契約で定める上限を超過することが見込まれる場合は、速やかに報告を行うこと。

## 6 その他

- (1) 受託者が複数の場合は、すべての受託者に対する委託料の支払総額の上限が本業務に係る予算額となるため、寄附獲得が具体化する際は、予め甲に情報共有のうえ、委託料の支払い可否について確認のうえ調整すること。事前調整なく寄附金が入金され、これに対する委託料と、他の寄附に対する委託料総額（支払予定額を含む）の合計が上限額（本業務に係る令和6年度予算額）を上回った場合、当該委託料を支払うことができなくなる場合がある。この場合、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (3) 甲の同行訪問やリモートによる挨拶、詳細説明などのフォローが必要と乙が判断した場合、甲は乙の求めに応じて適切な対応をとるものとする。
- (4) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。
- (5) この仕様書に明記されていない事項や業務内容の詳細等については、甲と乙との協議により進めるものとする。